

2022年11月14日

BERC アドバイザーコラム

「個人情報保護法と国際協調」

[高野 一彦 \(BERC 上席研究員、関西大学教授\)](#)

例年、秋に GPA (Global Privacy Assembly ; 世界プライバシー会議) が開催される。これは毎年各国持ち回りで開催される国際会議で、世界各国・地域のデータ保護機関の責任者が出席し、プライバシーとデータ保護に関する議論が行われる。1,000人近い方が集まる大きな会議で、データ保護機関の責任者のみならず、研究者や企業の法務・IT部門の方なども集まり、研究報告や情報交換などが行われている。

今年は10月25日~27日にトルコ・イスタンブールで開催された。私の恩師である堀部政男先生は、今年もまた参加された。堀部先生は、OECDの情報セキュリティ・プライバシー作業部会の副議長を12年間務め、2015年6月に「ルイス・D・ブランドイス・プライバシー賞(Louis D. Brandeis Privacy Award 2015)」を受賞した国際的にも大変著名な研究者であり、わが国を代表して GPA に永年参加し続けている。

私はどうしても今年は予定の調整がつかず、残念ながら GPA の参加が叶わなかった。10月初旬に堀部先生とお食事をご一緒した時、今年は GPA の参加が叶わない旨をお伝えすると、「そうですか、高野さんは行けないんですか」とおっしゃった。堀部先生とご一緒したかったので悔やまれてならない。

GPA は、以前は ICDPPC (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners ; データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議) という名称であった。私は過去に何度か ICDPPC に参加している。本コラムでは、私が過去に参加して印象深かった ICDPPC について、その様子を紹介したい。

2016年10月17日~20日の4日間、モロッコで第38回 ICDPPC が開催された。場所はマラケシュの Palmeraie Resorts Hotel である。わが国からは、同年1月に新設された個人情報保護委員会の初代委員長として堀部先生が参加し、また委員会のスタッフの方々や研究者など、10数名の方が参加していた。

2015年10月6日、EU 司法裁判所はアメリカの「セーフハーバー協定」のデータ保護の

十分性を無効と判断した。IT 企業が経済を牽引しているアメリカにとって、この判断は大変影響が大きく、すぐに新たな枠組み「EU-U.S. Privacy Shield」を創設し、欧州委員会に十分性審査の申請を行った。これが認められて初めての ICDPPC であったため、オープンセッションでは「EU-U.S. Privacy Shield」や、施行をひかえた「GDPR (General Data Protection Regulation)」など、多くの興味深いテーマが議論されていた。

ICDPPC の参加費は 550 ユーロ（日本円で 8 万円程度）であるが、ウエルカムパーティの費用も含まれている。この公式なパーティは、多くのキーパーソンや研究者の方と交流できる機会として重要である。しかし、なぜかパーティ会場などの詳細が公表されておらず、参加者は一様に不思議に思っていた。

突然、大型バスが十数台、集合場所に指定されたホテルの中庭に到着し、主催者に「バスに乗って」といわれ、バスに乗り込んだ。バスは、延々とまっ暗な砂漠の中を走って行った。「漆黒の闇」とはこのことであろう。前年には、シリアで日本人がイスラム過激派組織に拘束され、身代金を要求される事件が起きていた。数百人の世界中の要人が乗ったバスである。過激派が誘拐を企ててもおかしくないなと思ひ、私はかなり緊張した。

1 時間ほど走ったころ、砂漠のはるか先に光が見えてきた。砂漠の真ん中にテントを張り、パーティ会場を設営したようである。砂漠の夜は涼しく快適だった。刺繍を施したモロッコの民族衣装「カフタン」を着た男性が、1 品ずつ料理を運んできて切り分けてくれた。何かの丸焼きのようだが、ランプの下の食卓は暗く、何の肉なのかわからない。ビリヤードの球くらいの丸い肉の塊を 2 つ、大きなスプーンに乗せて「どうだ」というのだが、横に座った個人情報保護委員会の女性職員の方は「No, Thank you.」という。きっと現地の高級料理だろうから、みんなが断っては申し訳ないと思ひ私は食べたが、弾力があり美味しかった。しかし、いまだにあの肉は何だったのだろうと思う。

オープンセッションの内容といい、ウエルカムパーティといい、とても印象に残る会議だったが、残念なことにわが国はまだ正式なメンバーではなかった。当時、わが国は独立したデータ保護機関が存在しなかったため、ICDPPC の正式なメンバーではなかった。

翌年、2017 年の第 39 回 ICDPPC は、2017 年 9 月 25 日~28 日に香港の Kowloon Shangri-La で開催された。同年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行され、主務大臣の権限が個人情報保護委員会に一元化され、同委員会が執行権限を持つこととなったため、香港での会議で初めてわが国が正式なメンバーとして承認された。堀部先生が個人情報保護委員会の委員長として、正式メンバーとして承認されたことについての基調スピーチを行い、感無量であった。

EU データ保護指令は、各国のデータ保護機関に「完全なる独立性」を求めていた。わが国の個人情報保護委員会は、2015 年成立の改正個人情報保護法に基づき、2016 年 1 月 1 日に設立された。同委員会は国家行政組織法第 3 条に基づく「三条委員会」だからこそ、この要件を充足することができ、2017 年には ICDPPC の正式メンバーになり、そして 2019 年には「日・EU データ保護の十分性の相互承認」につながっているのである。

しかし、その前進であるマイナンバー法に基づく特定個人情報保護委員会の新設の際、国家行政組織法第 8 条に基づく「八条委員会」も検討されたようである。三条委員会は公正取引委員会や国家公安委員会のように独立性を担保した機関であるが、八条委員会は各省庁に紐づく機関であり独立性を担保できない。すると EU よるデータ保護の十分性の承認は期待できなくなる。そのような観点から、堀部先生や研究仲間とともに内閣官房の担当官と議論したこともあるし、また当時担当していた産経新聞の連載で「三条委員会として設立すべき」と主張も行った⁽¹⁾。

堀部先生は、政府も国民も個人情報に無関心だった 30 年以上前から、一研究者として ICDPPC に参加して「プライバシー外交」を担われたからこそ、わが国はこの分野で世界から信頼を得られ、十分性の認定に至ったものと思われる。初代個人情報保護委員長としてご活躍された堀部先生は、本年 11 月 3 日に瑞宝重光章をご受章された。紙面をお借りして心から敬意を表するとともに、ご祝辞を申しあげたい。

脚注

(1) 三条委員会としての特定個人情報保護委員会の設立の必要性は、拙論「[関西防災－共通番号制度と情報保護の議論を](#)」2011 年 2 月 15 日産経新聞朝刊 21 面、「[関西防災－国際的に自由な情報流通のために](#)」2011 年 6 月 14 日産経新聞朝刊 21 面、などで主張を行った。